

安全協定の見直し案

(情報公開)

第2条 乙は、発電所の保守運営の状況について、積極的に情報公開を行い、地域住民との間で情報の共有化に努めるものとする。

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書

宮城県及び女川町・牡鹿町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、地域住民の健康を守り生活環境の保全を図るため次のとおり協定を締結する。

(安全性の確保)

第1条 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、関係法令の規定及び法令の規定に基づく保安規定のほか、この協定を厳守して安全性の確保に努めるものとする。

2 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、新技術の開発、安全管理体制の強化、施設の改善等を積極的に行い、放射線業務従事者の被ばく低減及び放出する放射性廃棄物の低減を図るものとする。

→ 現第2条を第3条とし、以下各条を繰り下げる。

(環境放射能及び温排水の測定)

第2条 甲及び乙は、環境放射能及び温排水測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画は、次条に規定する女川原子力発電所環境保全監視協議会において測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定による測定のほか甲又は乙が特に必要と認めたときは、環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。